

広島市告示第315号  
令和3年6月11日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 西村ジョイJOYPRO五日市店
  - (2) 所在地 広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10489番の一部ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
オリックス不動産株式会社  
代表取締役 深谷 敏成  
東京都港区浜松町二丁目3番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
西村ジョイ株式会社  
代表取締役 西村 久  
香川県高松市成合町891番地1  
株式会社オートボックス南日本販売  
代表取締役 西川 征宏  
広島市南区東雲三丁目7番18号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年2月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,420平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
120台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
5台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
48平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
33立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻：午前7時

イ 閉店時刻：午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和3年6月10日

9 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所市民部区政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和3年6月11日から同年10月11日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和3年10月11日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課